

(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業

実施方針に対する質問及び意見への回答

平成24年11月12日

仙南地域広域行政事務組合

■実施方針に対する質問についての回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	-	-	-	-	用語の定義	「仙南最終処分場の延命化」の定義として「溶融処理及び処理残さ・・・」とありますが、「処理残さ」には溶融スラグも含まれますでしょうか。	溶融スラグは、含めません。
2	1	I	1	(4)	事業目的	「埋設廃棄物の掘り起こし、・・・」とありますが、掘り起こしごみ質は、各提案事業者の検討前提条件を統一することが必要のため、掘り起こしごみ質(三成分・低位発熱量、可燃分元素組成および灰分元素組成(鉄・アルミを含む))は提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	全ての項目に該当しませんが、調査内容は入札公告時に示します。
3	1	I	1	(5)ア(ウ)	処理方式	処理方式についてですが、「(仮称)仙南クリーンセンター施設整備基本方針を全て満足できる方式」であれば、ストーカ炉+灰溶融やガス化溶融炉の方式について特に指定が無いと言う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札公告時に示します。
4	2	I	1	(5)ア(エ) ②	熱回収施設の基本要件	②「排水のクローズド化が可能である」とありますが、高効率ごみ発電の実現のため、直接ごみ処理により発生するものではない生活排水については合併浄化槽処理後、河川放流、もしくは下水道放流という理解でよろしいでしょうか。もし、生活排水も含めてという事でありましたら、全炉停止時は放流可能という理解でよろしいですか。	全炉停止時においても放流は、不可とします。
5	2	I	1	(5)ア(エ) ③	熱回収施設の基本要件	(エ)熱回収施設の基本要件に③不燃物及び仙南最終処分場の掘り起こしごみの溶融処理が可能であるとありますが、処分場延命化の目的を鑑み、不燃物や掘り起こしごみを全量溶融処理することが要件であるとの理解でよろしいでしょうか。	原則不燃物までは想定しておりません。ご意見を参考にし入札公告で示します。
6	2	I	1	(5)ア(オ)	受入廃棄物	①受入廃棄物の種類のみでなく、基準ごみ質をご提示頂けないでしょうか。 ②掘り起こしごみの混合比率は「(仮称)仙南クリーンセンター基本計画検討結果報告書」(平成24年4月仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会。以下「報告書」と略します)P.24図4-1に示されているように、掘り起こしごみ5,522t/年÷(一般ごみ48,035t/年+掘り起こしごみ5,522t/年)=10.3%程度と考えてよろしいでしょうか。	①②ともに、入札公告時に示します。
7	2	I	1	(5)ア(オ)	受入廃棄物	(オ)受入廃棄物の種類が記述されておりますが、それぞれの処理対象物の量(可燃ごみ、掘り起こしごみ、仙南リサイクルセンターからの残渣(可燃残渣、不燃残渣(含まれる鉄・アルミ))、資源化不適残渣、し尿脱水汚泥、その他プラスチック類(高質プラスチック、資源化不適容器包装プラスチック類)、災害ごみ(必要に応じ))を、種類別にご教示下さい。	No.6に示すとおりです。
8	2	I	1	(5)ウ	外構施設等	洗車場とありますが、排水のクローズド化を前提とした高効率ごみ発電実現のため、洗車対象となるのは、本施設で使用する車両(パッカー車除く)との理解でよろしいでしょうか。	洗車場は不要とします。
9	2	I	1	(6)	仙南最終処分場の概要	最終処分場の概要として、処分場機能(劣化の可能性のある遮水シートの状況等)を診断した精密機能検査等を実施された結果がございましたらご提示頂きますようお願い致します。	精密機能検査等の結果はありませんが、関連データは入札公告時に示します。
10	3	I	1	(7)ウ	事業期間	事業者の業務範囲として、(仮称)仙南クリーンセンターからの残渣物の埋立業務と記述がありますが、これは、既存施設からの焼却灰等の埋立業務は、一定の期間、従来どおり貴組合にて実施し、覆蓋施設の建設着工の時期から協議により適切に事業者へ引き継ぐものと考えてよろしいでしょうか。	ご意見を参考に、詳細条件を入札公告時に示します。
11	4	I	1	(7)オ(イ) ②1)	覆蓋施設の設計及び建設に関する業務	②1)の「覆蓋施設」とは報告書P.25の4.4.2(3)に示されているように浸出水の抑制及び掘り起こし作業時の焼却灰等の飛散防止の対策として設置する「最終処分場内に埋立及び掘り起こしの作業空間を確保できる屋根」のことと考えてよろしいでしょうか。	左記のほか、浸出水の発生を抑制する機能も含まれます。
12	4	I	1	(7)オ(イ) ③	埋立廃棄物の掘り起こし及び残渣物の埋立等に関する業務	埋立廃棄物の掘り起こし可燃物は、熱回収施設で焼却溶融となります。その量については、別途提示されるのか、提案になるのかご提示ください。	入札公告時に示します。
13	5	I	1	(7)カ(イ) ①2)	仙南最終処分場の延命化計画策定に関する業務	(イ)①2)「掘り起こしごみ及び本施設から生じる廃棄物の運搬」とあります。運搬業務の費用は事業者提案によって異なる事から、事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	組合が実施するものです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
14	5	I	1	(7)カ(イ) ①2)	仙南最終処分場の延命化計画策定に関する業務	(イ)①2)「掘り起こしごみ及び本施設から生じる廃棄物の運搬」とあります。運搬物に仙南最終処分場の浸出水が含まれておりませんが、浸出水の発生が無いように計画するというのでしょうか。また、浸出水を施設外で産廃処理することは認められるのでしょうか。	浸出水が発生する場合は河川放流ができないため、事業者提案にて施設外にて適正に処理する計画としてください。
15	5	I	1	(7)キ	事業者の収入	余剰電力は、事業者の提案内容の最適化のためにも事業者所掌と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	入札公告時に示します。
16	5	I	1	(7)キ	事業者の収入	電力の売却収入に関しては、総事業費の最適化が期待できるDBOのメリットを活かす(=貴組合のメリットを最大限引き出す)ために、売電収入を含めた総事業費で適切な評価をして頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	No.15に示すとおりです。
17	5	I	1	(7)キ(イ)	本施設の運営及び仙南最終処分場の延命化に係る対価	(イ)「委託料は、固定料金と変動料金(一般廃棄物の処理量等に応じて変動)」とありますが、ここでいう「等」とは具体的に何を示すのでしょうか。また、固定料金、変動料金の定義をご教授ください。	等は、搬入量を想定して用いています。変動料金は、処理量または搬入量に応じて変動する支払いを想定しています。固定料金は、これらの変動によらない支払いを想定しています。
18	5	I	1	(7)キ(ウ)	スラグ等の売却収入	スラグ等は「組合から購入した後、事業者が直接売却することにより自らの収入とすることができる」とありますが、①回収される金属類についても組合殿から購入した後、事業者が直接売却することにより自らの収入とすることができるかと考えてよろしいでしょうか。②組合殿からの購入単価について事業者側で設定(提案)するものかと考えてよろしいでしょうか。	①②ともに、ご理解のとおりです。
19	5	I	1	(7)キ(ウ)	スラグ等の売却収入	「SPCは熱回収施設から発生するスラグ等について、…収入を自ら収入とすることができる」とありますが、下記点についてご教授願います。 ①スラグ等というのは具体的には何を指しますでしょうか。 ②それらについては引取り義務がありますでしょうか。 ③熱回収施設から発生する余剰電力の売却益は組合殿、事業者側のどちらに帰属するのでしょうか。	①処理方式により発生が見込まれるメタル、焼却灰より回収が見込まれる鉄類を意図しています。 ②ご理解のとおりです。ただし、再生利用できる可能性がなくなった場合は、この限りではありません。 ③No.15に示すとおりです。
20	5	I	1	(7)キ(ウ)	スラグ等の売却収入	熱回収施設から発生するスラグは、必ず組合から購入し、事業者が直接売却しなければならないのでしょうか。また、スラグの品質を確保する基準がありましたらご提示ください。	前段については、ご理解のとおりです。ただし、再生利用できる可能性がなくなった場合は、この限りではありません。後段については、「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用に関する指針」のほか、詳細は、入札公告時に示します。
21	5	I	1	(7)キ(ウ)	スラグ等の売却収入	(ウ)スラグ等の売却収入は事業者に帰属するとありますが、鉄、アルミ等のメタルも運営事業者に帰属すると理解してよろしいでしょうか。	No.18に示すとおりです。
22	10	II	3	(1)エ	入札参加者の構成等	「SPCを構成市町のいずれかにおいて設立するものとする」とありますが、隣接市(例えば仙台市)に設置することを認めて頂けないでしょうか。	SPCは構成市町のいずれかに設置してください。
23	10	II	3	(1)エ	入札参加者の構成等	「入札参加者の構成員は全てSPCへ出資することとし、」とありますが、建設JV及び運営企業から委託もしくは下請けを受け、出資を伴わない第三者を協力企業として参加させることは可能かと考えてよろしいでしょうか。	建設JV及び運営企業から委託もしくは下請けを受ける企業の活用は可能です。その場合、入札公告時に示す特定契約書案の規定に従ってください。
24	10	II	3	(1)エ	入札参加者の構成等	SPCに出資しない企業が、別途「協力企業」等の名前で入札公告時に定義される等して、入札参加申請時に参加グループの一員として名前を連ねることはできるのでしょうか。	できません。
25	10	II	3	(2)ア	入札参加者の要件	「健全な財務能力」とありますが、提案事業者の企業格付け等により、具体的に評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	企業格付け等の具体的な基準は想定せず、貸借対照表及び損益計算書から総合的に評価することを想定しています。
26	10	II	3	(2)ウ	入札参加者の要件	工事監理について記載がありませんが、工事監理要件については無いと考えてよろしいでしょうか。	法律上の義務は事業者が負いますが、履行確認のための施工監理は別途検討します。
27	10	II	3	(2)ウ(イ)1)	入札参加者の要件	「ごみ発電によるエネルギー回収及び廃棄物の熔融処理を行っている全連続式の熱回収施設の設計実績を2件以上有すること」とありますが、「過去何年以内に竣工した施設」、「施設規模何トン以上」、「何キロワット以上の発電設備を有する」という条件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	10	II	3	(2)ウ(イ)2)	入札参加者の要件	(イ)2)「…1年以上の稼働実績」とあります。基準日は、参加表明書の提出日と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
29	10	II	3	(2)ウ (イ)2	入札参加者の要件	(イ)2「・・・1年以上の稼働実績(1系列あたり90日間以上の連続安定運転)」とあります。 ストーカ炉+灰溶融炉方式の場合、灰溶融炉併設で、灰溶融炉を含めて1系列90日以上の連続安定運転を含む1年以上以上の稼働実績を有するものとの理解でよろしいでしょうか。	左記の場合は、ストーカ炉について、1系列あたり90日以上の連続安定運転を含む1年以上以上の稼働実績を有するものとします。
30	10	II	3	(2)ウ(ウ)	入札参加者の要件	「仙南最終処分場の前処理施設の建設を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、提案する前処理設備(破碎設備、選別設備)の設計実績を1件以上有すること」とありますが、(一般廃棄物処理施設の)リサイクルセンターの破碎、選別設備等の設計実績という理解でよろしいでしょうか。また、その場合に「過去何年以内に竣工した施設」や「施設規模何トン以上」という条件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご理解のとおりです。 (設計企業に関する質問との前提で回答しました。)
31	10 11	II	3	(2)ウ(ウ) (2)エ(カ)	入札参加者の要件	入札参加者の要件として「地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、提案する前処理設備(破碎設備・選別設備等)の設計及び建設実績を1件以上有すること」が規定されていますが、少なくとも(仮称)仙南クリーンセンター基本計画検討結果報告書P.26の「4.5 掘り起こし再生事業の実施事例」に示される前処理施設の設計及び建設実績があれば、参加要件を満足するものと考えてよろしいでしょうか。	本事業にて提案する前処理施設と合致している場合は、ご理解のとおりです。なお、掘り起こし再生事業に係る破碎選別施設については限りません。
32	11	II	3	(2)エ(エ)	入札参加者の要件	清掃施設工事に係る総合評点が700点以上とありますが、同種工事の公募条件に比べて非常に低いと思われませんが間違いありませんでしょうか。	当組合の建設工事に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に従って設定したものです。
33	11	II	3	(2)エ (オ)1	入札参加者の要件	(オ)1「・・・全連続式の熱回収施設の建設実績を2件以上有すること」とありますが、規模の要件はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	11	II	3	(2)エ (オ)1	入札参加者の要件	(オ)1「・・・全連続式の熱回収施設の建設実績を2件以上有すること」とありますが、本件は技術的に難易度の高い掘り起こし処理が含まれております。掘り起こしごみの処理実績保有の要件はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	11	II	3	(2)エ (オ)1	入札参加者の要件	「ごみ発電によるエネルギー回収及び廃棄物の溶融処理を行っている全連続式の熱回収施設の建設実績を2件以上有すること」とありますが、「過去何年以内に竣工した施設」、「施設規模何トン以上」、「何キロワット以上の発電設備を有する」という条件は無いとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
36	11	II	3	(2)エ (オ)1	入札参加者の要件	「ごみ発電によるエネルギー回収及び廃棄物の溶融処理を行っている全連続式の熱回収施設の建設実績を2件以上有すること」とありますが、提案する処理方式について当該実績が必要との理解でよろしいでしょうか。(ストーカ+灰溶融炉の実績要件を満たす会社が、ガス化溶融炉にて提案する事(あるいはその逆)は認められるか否かご教示願います)	認められません。
37	11	II	3	(2)エ (オ)2	入札参加者の要件	『「1」の施設において1年以上の稼働実績を・・・有すること』とありますが、「1」の建設実績2件とも「90日間以上の連続安全運転を有する」必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	11	II	3	(2)エ(カ)	入札参加者の要件	「仙南最終処分場の前処理施設の建設を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、提案する前処理設備(破碎設備、選別設備)の建設実績を1件以上有すること」とありますが、(一般廃棄物処理施設の)リサイクルセンターの破碎、選別設備等の建設実績という理解でよろしいでしょうか。また、その場合に「過去何年以内に竣工した施設」、「施設規模何トン以上」という条件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、一般廃棄物を対象としたリサイクルセンターの破碎、選別設備等の実績のほか、最終処分場の延命化事業において必要となる前処理設備の実績にても可とします。 後段については、ご理解のとおりです。
39	11	II	3	(2)オ(イ)	入札参加者の要件	運営企業の要件、(イ)は、構成企業が出資している特別目的会社の受託実績を含むものと理解してよろしいでしょうか。	一般廃棄物を対象とした施設であれば、ご理解のとおりです。
40	11	II	3	(2)オ(イ)	入札参加者の要件	(イ)「・・・全連続式の熱回収施設の運転管理実績を2件以上有していること」とあります。 件数のみで期間の長短等の要件はないものと理解してよろしいでしょうか。	1年以上の実績とします。
41	13	III	1		基本的考え方	「仙南最終処分場の延命化の責任は、原則として事業者が負うものとする」とありますが、要求水準書にて与えられた条件にて延命化年数又は残余容量の保証を求められるという理解でよろしいでしょうか。	掘り起こし量については、具体的な数値を示しますが、延命化年数や残余容量について保証は求めません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
42	21	別紙3	リスク分担保表	共通	第三者賠償	第三者賠償リスクは、事業者の責による場合のみと理解してよろしいでしょうか。	公共の責による場合にまで事業者にリスクを負担させるものではありません。
43	21	別紙3	リスク分担保表	共通	税制度の変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更等は、事業者の主分担となっています。税負担が増減となる場合は、貴組合についても委託費の変更等、事業者との協議の上変更等に応じられるものと考えますがいかがでしょうか。	税制度の変更リスクは、原則として組合負担ですが、事業者の利益に課せられる税制度の変更(法人税率の増減)については例外的に事業者負担とすることを想定しています。
44	21	別紙3	リスク分担保表	共通	交付金	交付金リスクにつき、貴組合の事由による交付金の交付遅延は貴組合のリスクとなっていますが、国等第三者の事由により交付金の遅延、減額等が発生した場合であっても、そのリスクは貴組合負担される(貴組合から支払われる)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	21	別紙3	リスク分担保表	設計段階	測量・調査	民間事業者が行う測量・調査等で判明し得なかった事象(地盤沈下等)により、供用開始以降に土地利用可能性が確保できない場合は、民間事業者のリスクではないとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者に予見可能性がなかったと認められる場合には、ご理解のとおりです。そのための十分な調査等の実施をお願いします。
46	21	別紙3	リスク分担保表	建設段階	完工	完工リスクにおいて、事業者が負担するリスクは事業者の責による場合のみと理解してよろしいでしょうか。	公共の責による場合にまで事業者にリスクを負担させるものではありません。
47	21	別紙3	リスク分担保表	運営段階	ごみ質 ごみ量	ごみ質、ごみ量の変動に起因するコスト負担において、事業者の従負担の内容をご教示ください。	注釈(※4、5)に示した内容を想定しています。これらの内容、範囲において、提案時の見込みと実際の金額に乖離(増減とも)が生じた場合、事業者が負担するものです。なお、詳細は、入札公告時に示します。
48	21	別紙3	リスク分担保表	運営段階	ごみ量	「搬入される一般廃棄物(ごみ)の量の変動によるコスト負担等」のリスク分担で事業者が従分担となっています。搬入される一般廃棄物(ごみ)の量は事業者にてコントロールは困難と考えます。事業者が従負担するリスクの具体的な内容をご教示ください。	注釈(※5)に示した内容を想定しています。これらの内容、範囲において、提案時の見込みと実際の金額に乖離(増減とも)が生じた場合、事業者が負担するものです。
49	21	別紙3	リスク分担保表	運営段階	搬入禁止物	構成市町の搬入禁止物をご教授ください。	入札公告時に示します。
50	21	別紙3	リスク分担保表	運営段階	施設利用者	見学者等の施設利用者の事故によるコスト負担は、見学者対応の内容、貴組合との役割分担等が明確に示され上で、リスク分担が決定されるものと理解してよろしいでしょうか。	入札条件となる最終的なリスク分担については、入札公告時に公表する特定契約書案に示す予定です。
51	21	別紙3	リスク分担保表	運営段階	性能	性能リスクにおいて、ごみ質等要求水準書に記載の前提条件に起因するリスクは、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。 ごみ質変動(基準ごみの変動、ごみ質範囲の変動等)に起因する処理単価改定ルールについて、既組合の考え方を御教示ください。	入札公告で示すごみ質(発熱量)の幅については、金額変更は考えていません。それを外れた場合においては協議事項と想定しております。

■実施方針に対する意見についての回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
52	5	I	1	(7)キ(イ)	用語の定義	「委託料は、消費者物価指数等に基づき、年1回改定することができるものとする。」とありますが、最適な事業運営のためにも詳細条件は貴組合と協議の上決定されるものとして頂きたくお願いいたします。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
53	5	I	1	(7)キ(ウ)	事業者の収入	余剰電力の売電収入取扱について示されておませんが、事業者にとっては、省エネ等の運営努力によって売電収入を増加させることは事業運営にあたって大きなインセンティブとなります。つきましては、入札時提案を上回る売電収入について、事業者に帰属させる方式を採用頂きたいと考えます。 その場合、事業者にとって売電収入の変動は極めて大きなリスクとなります。については①売電収入分を処理委託費からマイナスしてお支払頂く方式ではなく、処理委託費とは別に事業者が売電収入を得られる方式をご採用頂く(この場合価格評価の対象は処理委託費のみとする)か、②売電収入分を処理委託費からマイナスしてお支払頂く方式を採用される場合には、売電収入については事業期間に見直しができる規定を設けて頂きたく考えます。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
54	21	別紙3	リスク分担保表	共通	法令等の変更	本事業に関係しない法令等変更は、事業者負担となっておりますが、関係しないのであれば、事業者負担の必要性がないと考えます。	具体的な内容は、入札公告時に示します。
55	21	別紙3	リスク分担保表	共通	税制度の変更	「事業者の利益に課される税制度の変更等」のリスク分担保で事業者がリスク負担となっておりますが、事業者にて本リスクはコントロール出来ず、長期事業計画に大きく影響を与えることから、リスク負担は貴組合と考えます。	実施方針に示したとおりとします。
56	21	別紙3	リスク分担保表	共通	税制度の変更	事業者の利益に課される税制度の変更等は事業者の負担となっておりますが、税制度の変更は事業者が行うものではありませんので負担はできないと考えます。設定した数値で事業提案を行っているため、変更になった場合には、組合で負担をお願いいたします。	No.55に示すとおりです。
57	21	別紙3	リスク分担保表	共通	物価変動	設計・建設段階の一定の範囲で事業者負担がすることになっておりますが、入札から設計・建設が完了するまで約3.5年かかります。一定の設定範囲を極力少なく願います。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
58	21	別紙3	リスク分担保表	共通	不可抗力	「天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等」のリスク分担保で事業者が従負担となっておりますが、事業者にて本リスクはコントロールできないため、リスク負担は貴組合のみと考えます。	実施方針に示したとおりとします。
59	21	別紙3	リスク分担保表	共通	不可抗力	事業者が一定の割合範囲もしくは一定の額を負担することとなっておりますが、事業者には責任はありませんので、組合が負担をお願いします。	No.58に示すとおりです。
60	21	別紙3	リスク分担保表	事業期間終了時	施設の性能確保	事業期間終了時における施設の性能確保に関するものが事業者負担となっております。性能を維持するためのメンテナンスは行いますが、維持管理・運営期間が15年4か月もあり、長期使用に伴う性能劣化はめぐえません、当初性能値から縮減の考慮をお願いします。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
61	21	別紙3	リスク分担保表	※2		一定の範囲の物価変動は事業者が負担するとありますが、一定の範囲とは具体的にどの程度をお考えなのかをご教示願います。	入札公告時に示します。
62	21	別紙3	リスク分担保表	※5		事業者は契約した固定料金及び変動料金で業務を遂行しなければならないとありますが、諸要因によって変動料金の枠を超えて見直しが必要となる場合も想定されるので、当該条項に「原則として」を加えてもらい、事業者は原則として契約した固定料金及び変動料金で業務を遂行しなければならないという文章に改めることはできないでしょうか。	実施方針に示したとおりとします。
63	23	別紙4	方針③		環境負荷低減が可能な施設	環境負荷については、CO2発生量の低減も重要な要素と考えます。環境負荷低減が可能な施設であることのご評価にあたってはCO2発生量も評価対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。